

放送コンテンツの制作・流通の促進に関する WG（第 15 回）  
議事要旨

1 日時

令和 6 年 5 月 28 日(火) 10:00~12:00

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

山本主査、内山主査代理、鳥海主査代理、荒井構成員、有賀構成員、大谷構成員、音構成員、長田構成員、林構成員、福井構成員  
(欠席:飯塚構成員、落合構成員、西田構成員、長谷川構成員)

(2) オブザーバ

一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 TVer、大手家電流通協会、一般社団法人 IPTV フォーラム、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)、一般社団法人放送コンテンツ海外展開推進機構(BEAJ)、LINE ヤフー株式会社、一般社団法人全国地域映像団体協議会、一般社団法人 全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)、一般社団法人日本動画協会、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター(CPRA)

(3) 総務省

小笠原情報流通行政局長、金澤情報流通行政局総務課長、飯村同局情報通信作品振興課長、馬宮同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」の検討状況

資料 15-1に基づき、事務局より説明。

## 【山本主査】

検討状況について、また改めて報告をお願いすることになると思うが、現段階においては、適切かつしっかりと議論いただいていると感じた。

### (3) これまでの議論の整理

資料 15-2 に基づき、事務局より説明。

## 【福井構成員】

資料 15-2 の 19 ページ(「放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方 方向性(案)」)の世界発信に向けた方向性について、意見を申し上げる。また前回 WG は欠席のため意見を申し上げられなかった点について、お詫びする。その上で、同ページの方向性については、大いに賛成である。3 点加える。

1 点目として、株式会社三菱総合研究所の発表にもあったが、グローバルプラットフォームの風が強まる中、権利の囲い込みや配信プラットフォームによる収益独占、事業戦略によって、製作者側が強い影響を受けるという本質的な課題は、仰るとおりだと考える。日本の製作者に公正な条件での契約を守ることは重要である。

それから 2 点目、権利処理の課題について、資料下部に記載されている。これもご指摘のとおりであり、特に音楽の権利処理や多数の小規模権利者の権利処理は課題と認識している。この点は、個社の努力だけでは限界があると感じている。その意味では、記載いただいている「ガイドライン」や「解説」、「効率化のためのシステム作り」は、いずれも有益だが、それが個社だけのものではないというニュアンスがもう少し強調されてもよいのではないかと考える。以前の会議でも述べたように、プラットフォーム契約交渉、或いは、権利処理を含め、サポートセンター的な存在・機能や共同での権利処理の仕組み等が更に必要となるのではないかと考える。

3 点目として、38 ページ(「(参考)諸外国における日本コンテンツの違法配信」)の「違法配信」も重要な点だと考える。現状は、従前の海賊版事業者や組織とは大きく実態が異なる印象を受ける。つまり、ほとんど個人に近い人物が、匿名で大規模な海賊版サイトを運営できてしまうのが現状である。この状況において、同じような海賊版サイトの場合であっても、次々とドメインを変更する「ドメインホッピング」が現在最大の課題が浮上しており、極端な例では、ほぼ同一内容の海賊版サイトにおいて、250 以上のドメインが駆使された例が漫画で観測されている。言うまでもなく、摘発や抑制手段を逃れるための方法である。各国における摘発に向けた協力だけでなく、ドメイン管理を行う「ICANN」という国際組織における対応が、現在本丸の一つである。現在も日本政府から働きかけが行われており、民間も働きかけているが、官民連携による、国際的な共同での取り組みが更に重要になると考え

る。19 ページに反映すべき内容かどうかは判断が付かないが、違法配信に対する官民連携での取り組みは重要と考え、3 点目として付け加える。

#### 【山本主査】

大変貴重な意見をいただいた。3 点について、事務局よりコメントがあれば伺いたい。特に 3 点目の「違法配信」に関して、現状の「方向性(案)」では記載されていないという認識で宜しいか。

#### 【事務局】

1 点目のプラットフォームとの関連性については、仰っていただいた課題等も意識しながら、どのように発信していくかという必要性を訴える方向性として、記載している。

また権利処理については、取り組みの中でも、共同の仕組みや権利処理を効率化する部分、ガイドブック等の共同利用を実現する方向性等について、今後も検討したい。

3 点目の違法配信に関しては、本構成員の方々からも同様の問題意識をいただいております。対策の実施と正規版の流通を促す両面があると認識している。今回の方向性案として、正規(の配信サイト)流通をしっかり支援していく必要があると考えている。

#### 【福井構成員】

「共同での取り組み」とまでは言わないにしても、(政府による)サポートは、契約交渉においても重要と考えるため、その点も念頭に置いていただければと思う。

#### 【鳥海主査代理】

プロミネンスは専門分野に近く、その辺について拝見した。方向性も上手く纏めていただいております。それほど意見等がある訳ではないが、少々気になった点についてコメントする。

プロミネンスを実行すること自体は、非常に良いことだが、対「国民」という観点において、どのようにプロミネンスを実行するかという点では、「透明性の確保」に関する議論が少ない印象を受けた。放送コンテンツの優遇については、様々な意見が出るものと推察する。「透明性」についても何らかの形で示せると良いと感じた。

#### 【山本主査】

放送コンテンツをプロミネンスする理由については、本検討会 WG においても、放送の役割やプロミネンスすることの根拠に対する継続的な検討の必要性が挙げ

っていたという認識である。今回、この点に加え、「透明性の確保」が重要というご指摘をいただいたものと理解した。

#### 【大谷構成員】

鳥海構成員と同じ内容を申し上げようと思っていた。事務局の取りまとめ内容については基本的に賛同だが、「留意点」の1つに「透明性」というキーワードを盛り込む必要があると考える。

基本的な考え方としては、自主ルールを官民連携で作るということである。具体的には、誰かに押し付けるものではなく、協議しながら望ましいプロミネンスの在り方を探ることが必要と考える。当然、その過程において、「透明性」の持つ意味を確認する機会があると思う。これまでの議論でも同様のキーワードが出ており、例えば、山本主査のご意見等で、59ページ(「放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方 ②放送コンテンツの流通促進に向けた動画配信プラットフォームの在り方(続き) これまでの構成員等の主な意見(続き)」)に「透明性の確保も必要」と仰っていただいていた。是非、このキーワードを盛り込んでいただきたい。プロミネンスに対する受け止め方として、押し付けや誘導と認識するのではなく、セレンディピティや多様性のある表現に出会える機会として受容できるよう、また同様の表現の中で、偽・誤情報等に振り回されたり、アテンションエコノミーに飲み込まれたりすることのないよう、(プロミネンスが)不可欠なものという理解に繋がるような「透明性確保」の検討が、自主ルールづくりの中で促進されることを大いに期待する。

#### 【山本主査】

鳥海主査代理と大谷構成員からの指摘について、自身も過去に何度か発言したが、プロミネンスルールをめぐる透明性や公正性は非常に重要と考える。少し強調する形で、加筆ないしは調整いただく必要があると感じた。

#### 【長田委員】

今の意見や今回整理いただいた内容には賛成だが、実現する過程においては、NHK や民放キー局、ローカル局等、様々な立場の方々が力を合わせて実現する熱量がなければ難しいのではないかと心配している。官民共同というベースが提供されたとしても、実際の放送番組制作者、発信者の気持ちが非常に重要と考えるため、頑張ってくださいと思う。

#### 【林構成員】

全体的な取りまとめの方向性については賛同する。丁寧に取りまとめていただ

いた事務局に感謝する。その上で 2 点コメントする。

1 点目は、資料 15-2 の 41 ページ(「放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方 ① ローカル局によるインターネット配信促進方策」)の 1 つ目の丸について、「権利処理を短期間で自前で行うことは困難」、或いは「権利処理のノウハウ・経験が不足している」との指摘がある。この点について、少し広い視点になるかもしれないが、各放送局における「法務部門の強化」が、中長期的には不可欠だと考える。つまり、放送番組や放送コンテンツの著作権管理、契約書の審査・作成、権利者との交渉、制作現場への権利処理の働きかけ等を含む契約や著作権業務全般について、いわゆる「法務力の強化」が今後不可欠になると感じる。とりわけ海外展開を考慮した場合、この点が重要となる。人材の育成・採用が求められる一方、短期的な実現が難しく、またリソースの制約や予算の関係で各放送局が自前で構築することが困難な場合、例えば系列局同士で協力、或いは連携する仕組みを構築して横連携する方法もあると思う。しかし、いずれしても「法務部門の強化」は要請されると考える。

2 点目は、「プロミネンス」について、ここ(53 ページ(「放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方 ②放送コンテンツの流通促進に向けた動画配信プラットフォームの在り方(続き) 方向性(案)」))で記載されている方向性には賛成である。また先ほど鳥海主査代理、大谷構成員、山本主査も仰っていた「透明性の確保」は非常に重要な点と認識している。その上で、53 ページを拝見し、記載内容に関しては自身も過去に申し上げたことであり賛成であるが、少々気になった点としては、もう少し「ユーザー目線」を取り入れた方が良いと感じた。以前も申し上げたが、「プロミネンスの理念」に関しては、放送コンテンツのプロミネンス、或いはデバイスの各種仕様をユーザーや消費者側でカスタマイズする権利や利益が大本に存在すると考える。そのため、各ユーザーが、各々の関心や嗜好に応じて、放送コンテンツ事業者側のデフォルト仕様をカスタマイズ、具体的にはデバイスや UI を簡単に設定変更できる権利や便益がベースとして存在する、といったニュアンスがもう少し加わると良いと感じた。53 ページにおいて、「官民連携」や「関係者間において意見交換しながら」と謳われており、もちろんそのようなソフト面の取り組みが望ましいと考える一方、この「関係者」という表現は、事業者や供給者側の人間を念頭に置いていると推察する。そのようなステークホルダー間で議論していただくことに異論はないが、その場合、「ユーザー視点」や(プロミネンスの)ベースには何があるか、という点を少し意識していただくと良いと感じた。

#### 【山本主査】

ご指摘いただいた「ユーザー目線」は、本日欠席の長谷川委員も強調されていたという認識である。林構成員の仰るとおり、プロミネンスに関しては、ユーザーの理

解が重要であり、ユーザーを置き去りにした形のプロミネンスは、恐らく実効性の点で問題となり、変な形での批判にも繋がりと推察する。ユーザーの主体性やユーザー目線は確かに強調すべき点と感じた。

また「法務部門の強化」の件については、リソースの問題もあり、仰るように、法務人材のプールや連携が必要となる部分かもしれないが、その点も方向性とするか、或いはご意見とさせていただくかは少し検討させていただきたい。

今後、報告書を調整するにあたり、事務局より確認事項等があれば、ご発言いただきたい。

#### 【事務局】

鳥海主査代理、大谷構成員、大谷構成員、また山本主査よりご指摘いただいた、プロミネンスに係る「透明性」の重要性について、取りまとめの中で検討したい。

長田構成員よりエールをいただき、御礼申し上げます。

また、林構成員からいただいたご指摘について、1点目の「法務(部門の強化)」や「人材」に関しては、海外展開や権利処理等における方向性として記載している、ガイドブックや解説、共同で権利処理効率化を図る仕組み(づくり)、海外展開を主眼に据えた契約交渉やノウハウ(の構築)等に繋がるような人材の育成支援等も参考にしながら、全体での環境づくりが出来ればと考える。

また、「ユーザー目線」に関する重要な視点をいただき、感謝申し上げます。今後取りまとめにあたり、記載(方針)に関して、改めて相談させていただきたい。

#### 【事務局】

本日欠席の落合構成員と西田構成員よりいただいたコメントを代読する。

まず、落合構成員からのコメントは、放送コンテンツのネット配信の推進の在り方のうち、②動画配信プラットフォームの在り方についてである。

#### 【落合構成員(事務局によるコメント代読)】

仮想 PF の実現及びインターネット配信の推進に向けては、視聴データの積極的な利活用がキーになると考えている。

放送コンテンツが、電波に加え配信でも多く届けられるようになり、視聴データの活用がサービスの質の確保に重要な役割を果たし得るものとなっている。また、昨年6月の親会で電通様・博報堂様が発表の際、電波の放送における広告や配信における広告を統合したトータルなリーチでの広告取引が求められるといった言及があった。民間放送事業者においては、コストの削減に繋がる議論をしてきたが、収益面での経営基盤確保も重要であり、また、放送事業者が十分な事業展開を行っていく状況であれば、オンライン PF やウェブストリーミングでのサービスを提

供する事業者等に対して一層劣位な事業環境に置かれるとも思われる。放送が社会的役割を維持し、健全に発展していくためには経営基盤の強化が必要であり、放送・配信含めたサービス全体で価値を高める取組としていくことが必要である。

前回の WG における調査研究の結果報告によれば、「放送波」や「放送局が運営する配信サービス」が「動画共有サービス」に比べて信頼度が高く、また、「放送局が運営する配信サービス」のパーソナルデータ活用に対する受容度も高いことが示されていた。

以上を踏まえると、信頼度が高く、個人情報保護・プライバシーに配慮した視聴データの積極的な利活用を図っていくべきと考えており、先に繋がる取りまとめとしていただきたい。

#### 【事務局】

続いて、西田構成員のコメントを代読する。

#### 【西田構成員(事務局によるコメント代読)】

情報環境が通信中心に大きく変化しようとするなか、過去にもコメントさせていただいたように、地方ローカル局の自主制作コンテンツが少ない現状は深刻だと考える。すでにそのような事業者がどの程度、現実の情報空間の健全性や地域情報の担い手としてどの程度寄与しているか、今後も寄与できるのかはそれほど自明ではなくなっていることを意味するからだ。

また地方ローカル局を含めた放送事業者が民間事業者であるというとき、基本的には、それぞれの事業者が自らリスクテイクして、必要な投資を実施すべきにも思われるし、事業者の要望を中心としながら、漫然と高額な設備投資の補助や海外展開支援、人材育成補助などを実施したとして、有効に機能するかという点にも疑問が残る。

今回のワーキングにおける各事例紹介でも、業界全体で海外展開等が実際に売上増等に結びついているような例や売上の中での重要な比率を占めているというような事例は十分に示されたとはいえ、支援すればそれらが簡単に増加するとも考えにくいという印象を強く持った。そのような認識に立つなら、漫然と補助事業を延長、発展させていくべきかどうかについて慎重に検討する必要もある事項と考える。

それどころか早期に手仕舞いするという考え方もありえるのではないか。したがって、支援ありき、補助ありきで議論を進めるのではなく、支援の必要性について業界全体やその可能性を精査するとともに、意欲ある事業者自らが今以上にその必要性やポテンシャルを具体的かつ説得的に示す必要があるものと考えている。

### 【山本主査】

西田構成員のコメントについて、仰るとおり、漫然と支援することについては、確かに様々な批判も存在すると想像する。そのため、やはり綿密な効果検証が重要だと感じる一方、効果検証にあたっては、「何をもって効果と考えるか」という視点も重要だと認識している。支援策の推進と併せて検討していかなければいけない事項だと感じる。前回、親会においても、放送の在り方について、根源的な議論がなされた理解だが、そのような議論と連動させる形で、「何をもって良い効果が出たのか」という点を検討しつつ、繰り返しにはなるが、きちんと効果を見極める姿勢が同時に必要だと考える。これらの点について、どのような形で方向性に反映できるか分からないが、検討の余地はあると感じた。

### 【音構成員】

事務局による取りまとめ資料の全体を通して、内容変更という意味での異論は無い。一方、先ほどの西田構成員のご指摘とも連動するかもしれないが、「効果」に関する問題として、特に意欲のあるローカルに対しての継続的な支援は、年度単位で処理できるものではない。この点については、前回 WG における視聴データに関する調査結果や、ローカルプロミネンスの議論とも連動すると思う。例えば、在京局・在阪局と比べて製作力が小さい場合でも、生活情報や地域情報を「継続的」に流しており、その発展形として、出口を CTV とする、或いは他エリアや海外展開の実現に向けた努力に対し、少し汗をかくなのであれば、背中を押してあげるという「政策的な支援」は、非常に重要と考える。先ほど、山本主査の指摘にもあったが、「効果の測り方」は極めて難しい面があると理解しており、特に財政当局からは厳しく指摘される部分だと思うが、一方 1 年で結果が出るものでもなく、特に海外のマーケット等とのやり取りにおいては、自身も関与しているが、顔の繋がりが無いと厳しい印象を受ける。従って、その意欲をどのように酌み取っていくかが、行政上非常に重要になるのではないかと。

また、先ほどの「プロミネンス」の話に関して、自身も前回の調査結果に関与していたが、やはり今回は今回とし、継続的にデータを拾いながら整理していくことが重要だと考える。大谷構成員の指摘にもあったとおり、「透明性」や「オーディエンスからの支持」は非常に重要と考える。そのため、継続的な調査の中で提示することが非常に有用だと感じる。

### 【山本主査】

2 点、非常に重要な指摘をいただいた。繰り返しにはなるが、どのように方向性に反映させるかに関しては少し検討させていただきたいが、何かしらのフィードバックはさせていただきたいと感じた。



また、お気づきの点があれば、別途事務局に連絡いただければと思う。本日、全体を通して、議論の整理に対する大きな異議は出なかったと認識している。本日はいただいた意見を踏まえ、第二次取りまとめ案への反映を進めたい。

(4) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。

以上